

練馬区第 4 次一般廃棄物処理基本計画

(素案の案)

目 次

はじめに	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画期間	2
3 対象地域・対象廃棄物	2
4 計画の評価・点検方法	2
本編	4
1 区の清掃・リサイクル事業の現状と課題	4
2 基本理念	8
3 目標	8
4 施策体系	9
基本方針 ごみの発生抑制・再使用の促進	10
基本方針 多様な資源循環の推進	12
基本方針 適正処理の推進	13
基本方針 情報発信および参画・連携体制の充実	15
5 資源・ごみの処理体制	17
6 生活排水の処理体制	20
資料編	22
1 人口・世帯と事業所	22
2 資源・ごみ収集実績	24
3 第 3 次一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	26
4 ごみ減量目標(詳細)	28

本文および図表中の実績データは、一部平成 26 年度実績と平成 27 年度見込みとが混在しています。これらのデータは確定次第、平成 27 年度実績値に置き換える予定です。

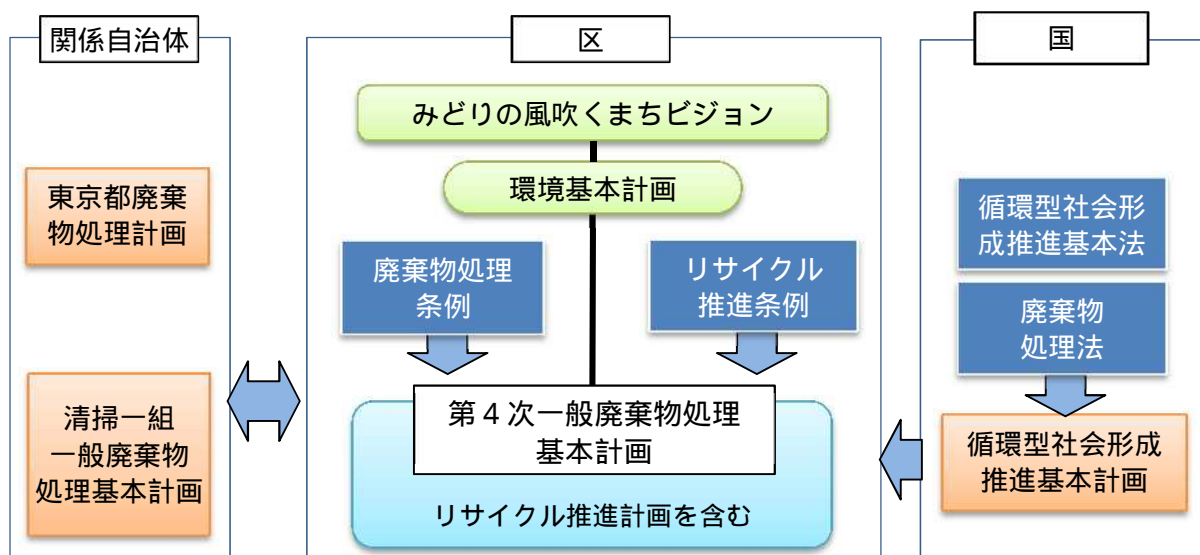
はじめに

1 計画の位置づけ

練馬区一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「廃棄物処理条例」という。）第18条の規定に基づき策定するものです。また、練馬区リサイクル推進条例第20条に定める「練馬区リサイクル推進計画」は、一廃計画の施策と不可分であることから、一廃計画に包含されるものとしています。

さらに、一廃計画は練馬区環境基本計画¹の個別計画として位置づけられ、循環型社会形成推進基本法²に基づく国の基本計画に従い、東京都廃棄物処理計画および東京二十三区清掃一部事務組合³（以下「清掃一組」という。）の一般廃棄物処理基本計画と整合させた計画とするものです。

第3次一般廃棄物処理基本計画（以下「第3次計画」という。）の改定（平成23年3月）から5年が経過しました。第3次計画に掲げる施策の進捗状況を点検・評価するとともに、「みどりの風吹くまちビジョン」⁴（平成27年3月策定）が掲げる「新しい成熟都市・練馬」をめざす施策を展開するため、第4次一般廃棄物処理基本計画（以下「第4次計画」という。）を策定します。



¹ 環境基本計画：国や地方自治体の環境保全に関する長期的・基本的な取組を示す計画。

² 循環型社会形成推進基本法：資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促し、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本的な枠組みを定めた法律。平成13年1月施行。

³ 東京二十三区清掃一部事務組合：地方自治法第284条第2項の規定に基づき、平成12年4月に設立された組織。23区がごみを共同処理することを目的として清掃工場等の中間処理施設を共同で、管理・運営する。

⁴ みどりの風吹くまちビジョン：区政の方向を明らかにし、現状を踏まえつつ将来を見据えた戦略を提示するために平成27年3月に策定した区の基本計画。

2 計画期間

第4次計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。また、概ね5年ごと、あるいは法制度や社会状況など諸条件に大きな変更があった場合には一廃計画を改定します。



3 対象地域・対象廃棄物

本計画の対象地域は練馬区全域とします。対象廃棄物は区内で排出される一般廃棄物⁵（ごみ、生活排水⁶）で、産業廃棄物⁷は除きます。なお、資源物も対象とします。

4 計画の評価・点検方法

(1) 年度ごとの取組の評価

一廃計画の年度ごとの評価・点検は、第4次計画「3 目標」(p.8)および「4 施策体系」(p.9)に示す取組項目に基づき実施します。区民・事業者等が参画する練馬区循環型社会推進会議⁸において進捗状況を報告します。

評価結果は公表し、必要に応じて取組項目の見直しや毎年度の一般廃棄物処理実施計画へ反映します。

(2) 計画の改定時の評価

一廃計画の改定にあたっては区内の資源・ごみの排出構造の詳細な分析や区民・事業者の意識・行動について実態を調査し、一廃計画を評価した上で、改定計画に反映させます。

⁵ 一般廃棄物：ごみ、し尿、浄化槽汚泥など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物は、事業活動に伴って生じる事業系廃棄物と一般家庭の日常生活から生じる家庭系廃棄物に区分される。

⁶ 生活排水：家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、洗濯や台所などの排水（生活雑排水）を総称して生活排水という。

⁷ 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法および政令で定める燃え殻、汚泥、廃油など20種類の廃棄物および輸入された廃棄物をいう。

⁸ 練馬区循環型社会推進会議：練馬区リサイクル推進条例第21条により、リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項を審議するため、区長の附属機関として設置する、区民、事業者、学識経験者等からなる会議。

区の清掃・リサイクル事業

区は、集積所回収、集団回収など様々な方法で資源のリサイクル事業を行っています。また、ごみの収集は可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの3区分で行っています。

ごみの中間処理⁹・最終処分¹⁰を実施している清掃一組や東京都、および法制度を整備する国の動向は、以下のとおりです。

国の動向

国は循環型社会形成推進基本法に基づき、「第三次循環型社会形成推進基本計画」を平成25年5月に閣議決定しました。「質にも着目した循環型社会の形成」を基本的方向とし、2Rの推進のための社会経済システムの構築や、使用済製品からの有用金属の回収、高度なリサイクルの推進などが盛り込まれています。

東京都の動向

東京都は、特別区の委託を受け、中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場でのごみの最終処分を実施しています。

平成28年3月、東京都は「東京都廃棄物処理基本計画」を改定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～」を公表しました。

改定計画では、2030年に実現する姿として、もののライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」をめざしていくことが重要であるとし、食品ロス¹¹をはじめとする資源ロスの削減、事業系廃棄物のリサイクルルールづくりによる廃棄物の循環的利用の促進などを主な施策として掲げています。

清掃一組の動向

清掃一組では、可燃ごみ・不燃ごみの中間処理（23区共同処理）を実施しています。

平成23年3月に発生した東日本大震災の影響による災害対策や地球温暖化対策への意識の高まりなどの社会環境の変化を踏まえ、一般廃棄物処理施設の強靱化や最終処分場の延命化に向けた取組などを掲げた、「一般廃棄物処理基本計画」を平成27年2月に改定しました。

⁹ 中間処理：収集したごみを無害化、資源化、減量化、安定化するための処理全般をいう。具体的な中間処理方法としては、焼却処理、破碎選別処理、圧縮・減容処理などがある。

¹⁰ 最終処分：廃棄物は、再生利用される場合を除き、最終的には埋め立てられ、これを最終処分という。

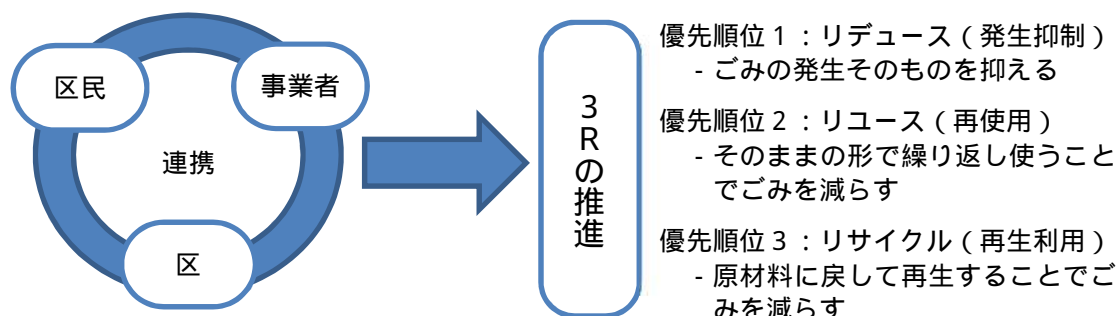
¹¹ 食品ロス：食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。製造過程で発生する規格外品、小売店での売れ残り、家庭での食べ残しや賞味期限切れによる廃棄などが該当する。

1 区の清掃・リサイクル事業の現状と課題

(1) 区民・事業者・区の連携による3R¹²の推進

3Rの取組優先順位を区民・事業者・区の三者で共有したうえで、更なるごみの減量に向け、相互の連携を進めていくことが、求められています。

区民・事業者・区の連携による3Rの推進イメージ



ごみを減量することは、処理の過程で使用するエネルギーや収集・運搬にかかる費用の削減と、最終処分（埋立）場の延命化につながります。循環型社会を形成するためには、リデュース（発生抑制）に取り組む生活スタイルへと見直すべきで、これを三者が連携して取り組むことが重要です。区では、児童・生徒を対象とした「ふれあい環境学習」やリサイクルセンターでの各種学習活動の実施、練馬区環境清掃推進連絡会¹³との協働による施設見学会や区内一斉清掃の実施、照姫まつりや地区祭などの各種イベントで啓発事業を実施しています。

【取組課題】

ごみの3Rを推進するため、今後とも、教育現場や地域振興イベントなど様々な機会を通じ3Rの優先順位の知識普及をはかり、そのうえで、区民・事業者・区が連携していく必要があります。

また、ごみ収集の有料化導入の是非については、ごみの発生抑制と区民負担の二面があることから、区民の理解が得られるよう議論を行ったうえで、その実施にあたっては他区との調整を図る必要があります。

¹² 3R（スリーアール）：循環社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、第二に使用済製品、部品の再使用（Reuse：リユース）、第三に回収されたものを原材料として再生利用する（Recycle：リサイクル）とされている。

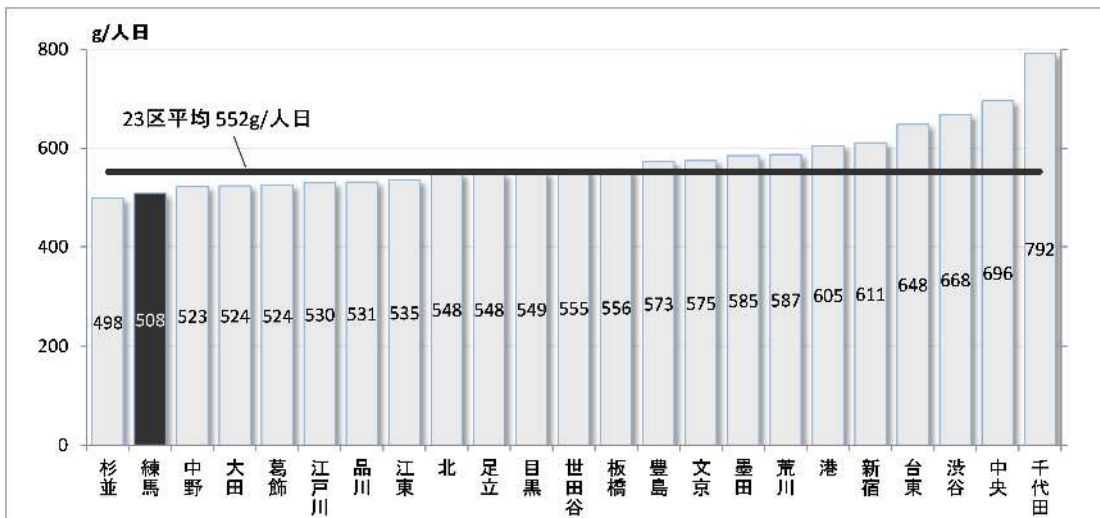
¹³ 練馬区環境清掃推進連絡会：町会・自治会を中心にまち美化・清掃・リサイクル活動を通じて地域での連帯を深め、区と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的に組織された任意団体。

(2) ごみの排出抑制に向けて

区民 1 人 1 日あたりのごみ収集量の少なさは、23 区で第 2 位です。

平成 26 年度の 1 人 1 日あたりのごみ収集量は 508g/人日と、23 区では 2 番目に少ない区でした。これは、多くの区民が資源の分別・ごみの減量に努力した結果です。加えて、区は住宅都市であり、ごみ収集への事業系ごみの混入が比較的少ないことも要因と考えられます。

平成 26 年度 1 人 1 日あたりのごみ収集量（可燃・不燃・粗大ごみ）



【取組課題】

ライフスタイルの変化に合わせた取組の展開

単身世帯の増加や共同住宅居住世帯の増加など、世帯構成の変化では、資源やごみの排出状況にもライフスタイルの変化が反映されています。地域単位、集積所単位の青空集会の実施や、各種のPR・広報媒体の活用により、こうした変化に対応したきめ細かな啓発・広報活動が求められています。

生ごみの発生抑制

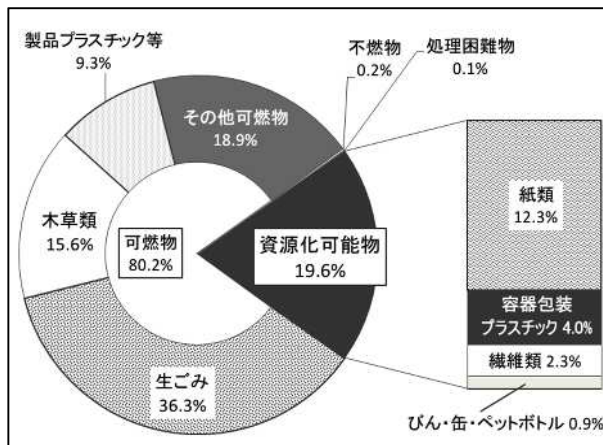
可燃ごみの中は、生ごみ、木草類および製品プラスチックが主な品目です。生ごみの排出量は年々減少傾向ですが、依然として可燃ごみの中の最も多い品目です。食べ残し等の食品ロスの削減や水切りの励行、家庭内処理の促進など、ライフスタイルや居住形態にあわせて区民自らが取り組めるような支援が必要です。

(3) 資源リサイクルの推進に向けて

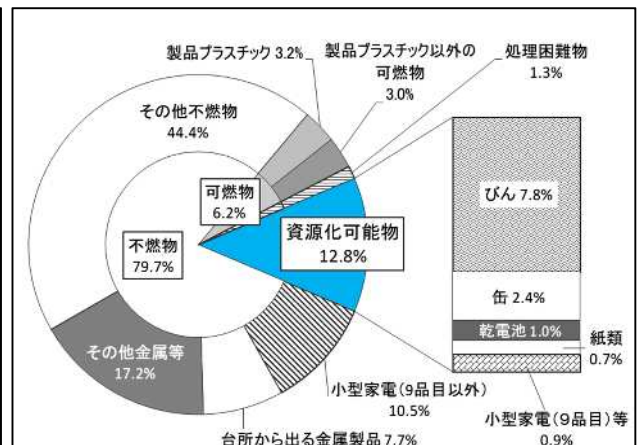
ごみの中には、分別すれば資源となるものが多く含まれています。

ごみの中には資源化できるものがまだ多く含まれています。平成 27 年度の組成分析調査では、可燃ごみの中には紙類、容器包装プラスチック、繊維など約 20%の資源化可能物が含まれていました。不燃ごみの中にはびん、缶など約 13%の資源化可能物が含まれていました。

可燃ごみの組成分析結果



不燃ごみの組成分析結果



資料：平成 27 年度組成分析調査

【取組課題】

分別の徹底

分別の徹底により、資源になるものの有効利用がさらに可能になります。「ごみの中に資源化可能物を入れない」行動を徹底するための啓発、指導が引き続き必要です。

回収方法の改善

布類（繊維類）は、回収日が決まっている拠点回収や、集団回収でのリサイクルを実施しています。区民の出しやすさの観点から、集積所回収の導入等が検討課題です。

集団回収の維持・発展

集団回収は、第 3 次計画に引き続き維持・発展に向けた取組を展開する必要があります。

資源化品目の拡充

第 3 次計画期間中、小型家電や蛍光灯の拠点回収、粗大ごみからの金属回収や布類の回収など、新たな資源の回収に着手しました。資源の有効利用の観点からさらなる資源化品目の拡充が検討課題です。

(4) 事業系ごみの減量・適正処理に向けて

事業系ごみは年々増え続けています。
事業系有料ごみ処理券を貼付していない事業者も見受けられます。

事業系ごみは、廃棄物処理法第3条において、事業者が自らの責任において、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるなど、適正に処理しなければならないと定められています。

事業者が清掃工場に持込んだごみ量は、年々増加しています。

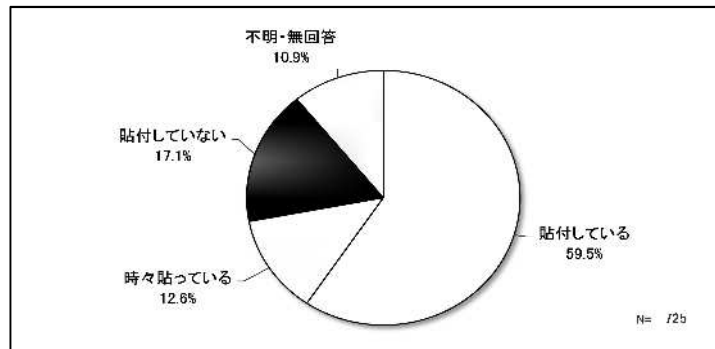
小規模事業所に対しては排出量が少量（1回30kgまで）の場合に限り、適正な分別をして、重量に応じた事業系有料ごみ処理券を貼付することで、区による収集を認めています。

平成27年度の事業所アンケート調査では、貼付していると回答したのは、6割の事業者でした。

持込ごみ（事業系ごみ）量の推移



事業系有料ごみ処理券の貼付状況



資料：平成27年度事業所アンケート調査

【取組課題】

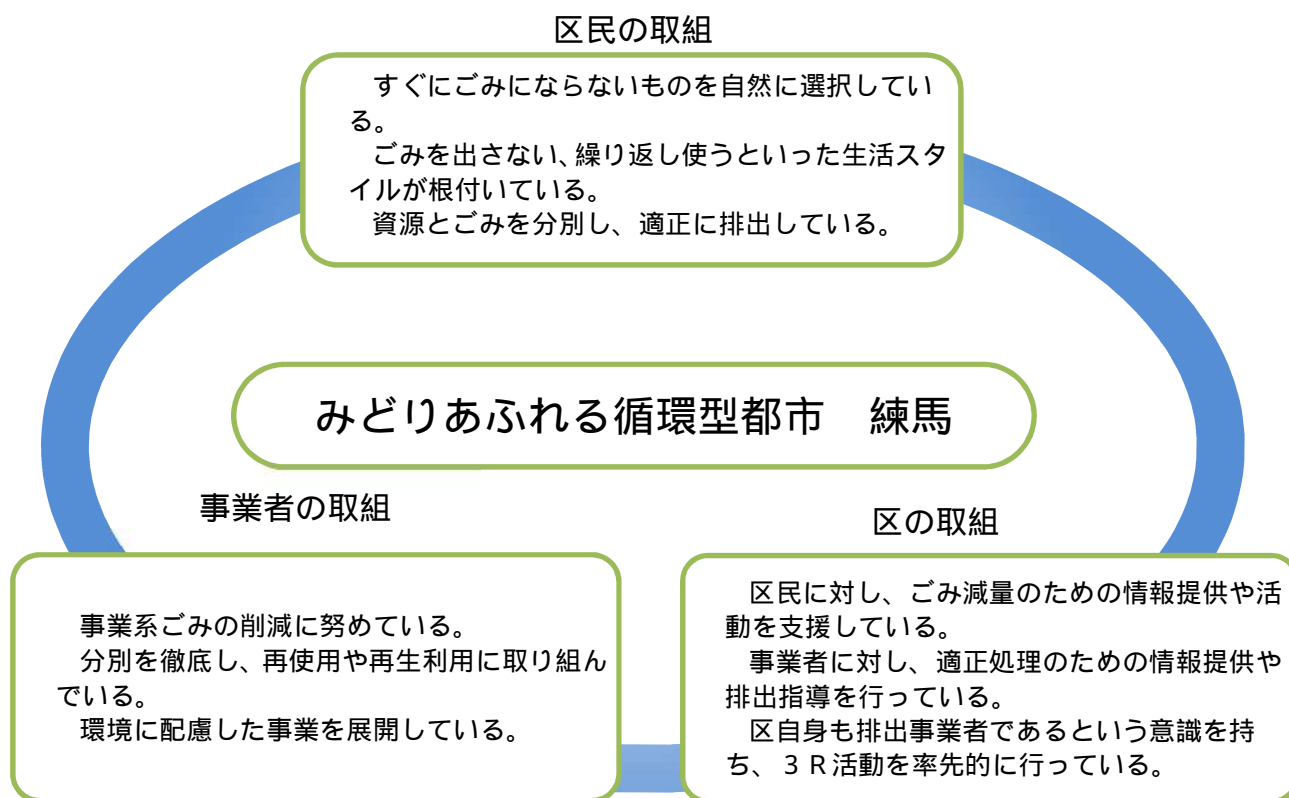
事業系ごみは自己処理が原則です。適正な処理のために、分別徹底、再利用や再生利用の促進など、引き続き事業者に対する指導・啓発を進める必要があります。

また、ライフスタイルの変化が、事業系ごみの増量に影響していると考えられます。事業者だけでなく、区民に対しても発生抑制を啓発する必要があります。

2 基本理念

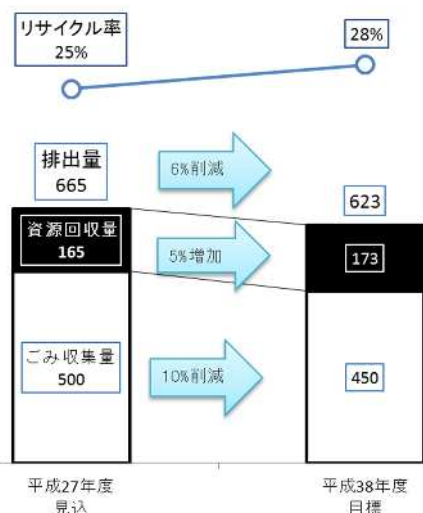
みどりあふれる循環型都市をめざします。

ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区
の取組が生活の快適さやうまいのある環境づくりにつながっていく、住んで
よかったと思える循環型のまちづくりをめざします。



3 目標

指 標	平成 38 年度 目 標	平成 27 年度 との比較
区民 1 人 1 日あたりごみ収集量 (可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ)	450g/人日 以下	50 g/人日 減
区民 1 人 1 日あたり資源回収量 (集団回収 + 集積所回収 + 街区路線回収 + 拠点回収)	173g/人日 以上	8 g/人日 増
区民 1 人 1 日あたり排出量 (ごみ収集量 + 資源回収量)	623g/人日 以下	42 g/人日 減
リサイクル率 (資源回収 ÷ 排出量)	28% 以上	3 ポイント 増



4 施策体系

目標の達成に向けた取組の体系は以下の通りです。



■ 網掛けは重点取組項目

基本方針 ごみの発生抑制・再使用の促進

施策 1 ごみの発生を抑制する活動

取組 1 食品ロスの削減（重点）

取組内容	区民に対し、食品ロスの削減について啓発する。 区のイベント等でフードドライブ ¹⁴ を実施するなど、食品の有効利用を進める。 食品ロスの削減について情報発信するため、エコクッキング教室や食育活動等との連携を検討する。
------	---

取組 2 生ごみの発生抑制・資源化

取組内容	リサイクルセンターでの講習等を通じ、水切りの励行など、区民の生ごみ減量に向けての意識の向上を図る。 コンポスト化容器、生ごみ処理機への助成の拡充および対象品目の充実を図る。
------	---

取組 3 販売店等、事業者との連携

取組内容	商店街単位でのマイバッグ運動等呼びかける。
------	-----------------------

取組 4 区立施設でのごみの発生抑制

取組内容	区立施設におけるごみの発生抑制を進める。
------	----------------------

¹⁴ フードドライブ：家庭や職場で余っている食品（缶詰やインスタント食品など）を持ち寄り、福祉団体や施設などに寄付する活動のこと。

施策 2 再使用の促進

取組 5 不用家具等の再使用

取組内容	<p>リサイクルセンターにおいて再使用品の展示・販売を継続する。大型生活用品リサイクル情報掲示板のウェブ化など、利用拡充を図る。</p> <p>リサイクルセンターと資源循環センターにおける再生利用品（リサイクル原料で作られた製品）の展示やリサイクルセンター情報誌等により、再生利用品に関する情報提供を図る。</p>
------	---

【関連する写真・参考資料等を掲載予定】

基本方針 多様な資源循環の推進

施策3 区民が進める資源回収の促進

取組6 集団回収事業への参加促進

取組内容	集合住宅を中心として集団回収への参加を呼びかける。 集団回収実施団体に対する報奨金について、品目の差別化を検討し、作業用品の支給、貸し出しを継続する。 区内回収事業者の報奨金のあり方を検討する。
------	---

施策4 事業者が進める資源回収の促進

取組7 事業系ごみの減量と資源化（重点）

取組内容	廃棄物管理責任者を対象とした講習会や事業用大規模建築物への立入指導により、資源リサイクルを促す。 食品廃棄物を排出している事業所に対して、食品ロスの削減に関する情報提供や、訪問指導を行う。 「商店街・オフィスリサイクル・ねりま回収支援事業」 ¹⁵ への促進支援を引き続き実施する。
------	---

取組8 使用済製品等の事業者回収の促進

取組内容	ボタン電池、充電式電池、携帯電話等の店頭回収を実施している店舗の利用を区民に呼びかける。
------	--

施策5 区が進める資源回収の推進

取組9 不燃ごみの資源化（重点）

取組内容	不燃ごみに含まれる有用金属、蛍光管に含まれる水銀などを資源化する。 小型家電の回収品目を拡大する。
------	--

取組10 区立施設でのリサイクルの推進

取組内容	区立施設における古紙、生ごみ等の資源化を継続する。
------	---------------------------

¹⁵商店街・オフィスリサイクル・ねりま回収支援事業：練馬区リサイクル事業協同組合が主体の、商店街・オフィスなど事業活動に伴って発生したダンボールなどの古紙類を回収する事業。

施策 6 排出ルールの徹底

取組 11 分別排出ルールの周知徹底

取組内容	資源やごみの排出ルールを徹底させるため、パンフレット、ホームページなど情報媒体の充実を図る。 分別していないごみは警告シールを貼付し、適正な分別区分での排出を促す。 地域単位、集積所単位での青空集会の実施等を継続し、資源・ごみの分別に関する知識の普及とルール徹底を図る。
------	---

取組 12 不法行為の抑制

取組内容	不法投棄防止看板の配付、安全安心パトロールと連携した不法投棄の監視を実施する。 古紙関連事業者団体との連携や、資源持ち去りパトロールの継続により資源持ち去り対策を図る。
------	---

【関連する写真・参考資料等を掲載予定】

施策 7 事業者の自己処理責任の徹底

取組 13 持込ごみの減量・資源化の推進

取組内容	収集運搬業者に対し、排出事業者への資源分別徹底、ごみの適正排出を要請する。 事業用大規模建築物に対する立入指導、再利用計画に基づく適正排出指導を継続し、特に古紙をごみとして排出しないよう、指導を徹底する。
------	---

取組 14 区収集ごみ排出事業所に対する指導

取組内容	事業者へのチラシ・パンフレット配布等のPR・啓発により、資源分別の徹底および特別管理一般廃棄物など排出禁止物の自己処理の徹底を呼びかける。 有料ごみ処理券を貼付せず排出する事業者に対する直接指導を実施する。
------	--

施策 8 ごみの収集運搬と適正処理、処分

取組 15 収集運搬体制の効率化

取組内容	収集運搬体制の効率化を進める。 資源の処理・処分は民間事業者を活用し、適正処理の履行確認を行う。
------	---

取組 16 災害廃棄物処理計画の策定（重点）

取組内容	震災等、大規模災害に対応するため、東京都、他区および清掃一組との連携を図りながら、区としての災害廃棄物処理計画を策定する。
------	---

施策 9 普及啓発・環境教育の促進

取組 17 体験型学習の機会の充実

取組内容	リサイクルセンターにおける学習会、講習会等の活動の充実を引き続き図る。 リサイクルセンターや資源循環センターの連携事業を実施する。 区立小学校、幼稚園、保育園におけるふれあい環境学習など、体験型学習の充実を図る。 こどもの森におけるイベントなどと連携する。
------	---

取組 18 広報・PR活動の充実

取組内容	区報やホームページ、パンフレット等における情報発信の手段を拡充し、パンフレットの多言語化を継続する。 練馬区環境清掃推進連絡会との連携を図り、引き続き区内一斉清掃、施設見学、研修会等を実施する。 照姫まつり、地区祭、アニメ関連などのイベントにおいて、資源分別の方法や、集積所の適正管理などの情報提供・啓発事業を引き続き実施する。
------	--

【関連する写真・参考資料等を掲載予定】

施策 10 区民・事業者活動の活性化

取組 19 区民活動への支援の充実

取組内容	リサイクルマーケット事業に対する支援を行う。 区民グループや地域団体が自ら取り組む3R活動（例：レジ袋削減や廃食油のリサイクル等）に対する、支援方策について検討する。 地域単位、集合住宅単位でのモデル的な取組（例：集積所の適正排出を徹底する、雑紙等のリサイクルを推進する、など）に対する支援方策を検討する。
------	---

取組 20 区民・事業者の活動情報の共有

取組内容	町会・自治会、企業、事業者団体、NPO、大学研究機関など、区民・事業者の地域におけるさまざまな3R活動の情報を共有するための総合的な手法（例：ホームページの充実、区民向け・事業者向け3R情報誌の発行等）について検討する。
------	--

【関連する写真・参考資料等を掲載予定】

5 資源・ごみの処理体制

(1) 資源・ごみの分別区分

回収する資源・収集するごみの分別区分は下表のとおりです。なお、特別管理一般廃棄物など、廃棄物処理条例第 23 条に規定する排出禁止物は対象外です。

資源・ごみの分別区分

区分		内容
ごみ	可燃ごみ	生ごみ、草木、製品プラスチック、資源化できない紙くず等
	不燃ごみ	陶器類、資源化できない金属・ガラス等
	粗大ごみ	一辺が概ね 30 cm角以上の大型ごみ、建具、家具等
資源	古紙	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙 ¹⁶ （ざつがみ）類
	容器包装プラスチック	容器包装リサイクル法 ¹⁷ に規定されるプラスチック製の容器包装 ¹⁸ 廃棄物
	飲食用びん・飲食用缶	リターナブルびん、ワンウェイびん、スチール缶、アルミ缶
	ペットボトル	飲料または特定調味料で「ペットボトル識別表示マーク」のある指定ペットボトル
	古布	シャツ、ジーンズ、皮製のジャンパー・コート、ダウンジャケットなどの衣類、毛布、シーツ、タオル、カーテンなど
	廃食用油	植物性のサラダ油や天ぷら油
	乾電池	乾電池（充電式・ボタン型ではないもの）
	小型家電	携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター
	蛍光管	蛍光管

¹⁶ 雑紙：紙箱、包装紙、コピー紙、投げ込みチラシ、封筒などのリサイクルできる古紙類

¹⁷ 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律のこと。容器包装廃棄物のリサイクルに関する消費者・自治体・事業者のそれぞれの役割を定めたもの

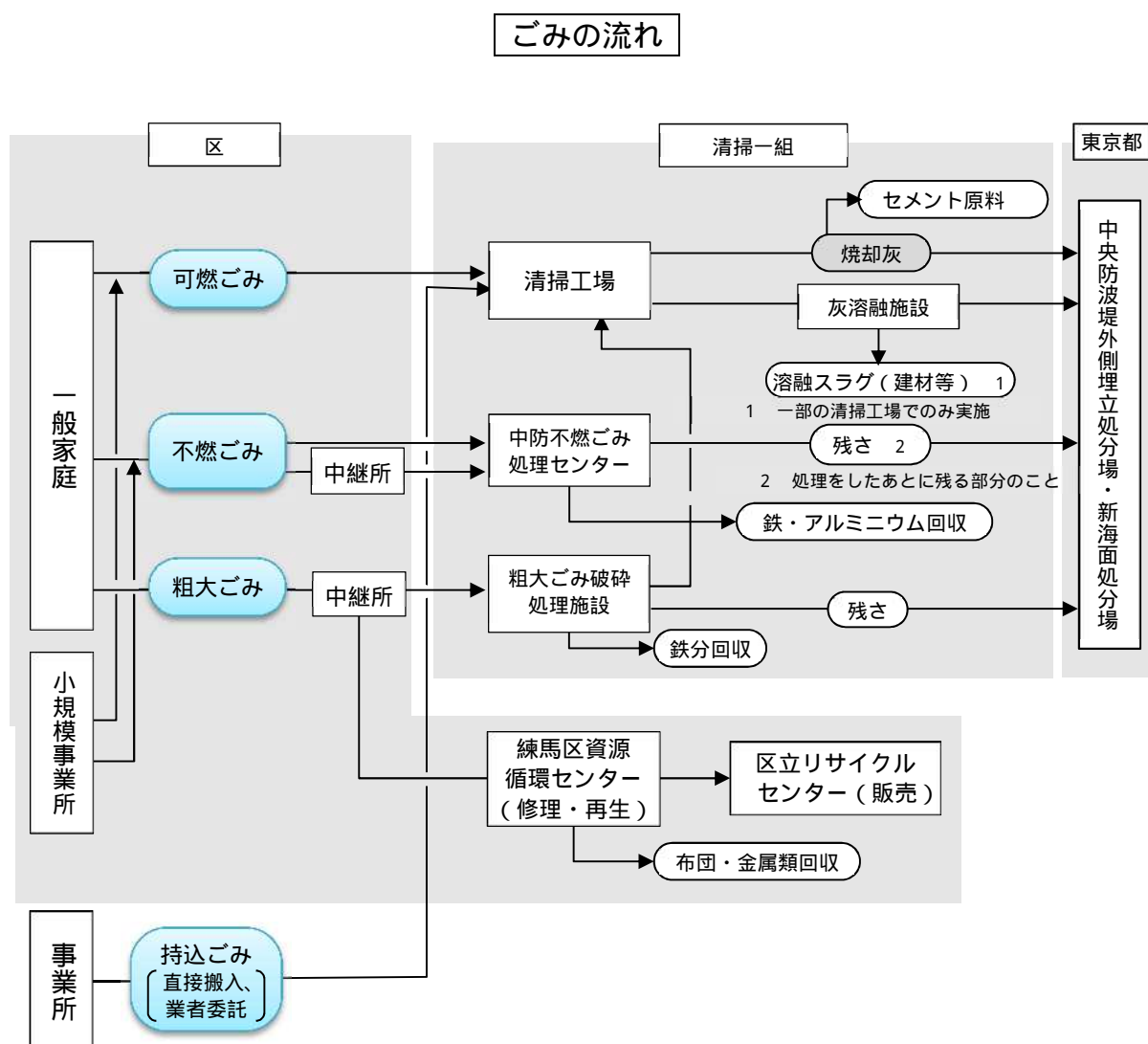
¹⁸ 容器包装：商品を入れていたり包んでいたりした「もの」で、商品が消費されたり分離された場合に、不要となる容器や包装物のこと。

(2) 清掃・リサイクルシステムの概要

【ごみ】

清掃事業は、平成 12 年度に東京都から 23 区に移されました。23 区はごみの中間処理（焼却や破砕、焼却灰のセメント原料化¹⁹、スラグ²⁰化など）を効率的に行うことを目的に、共同で清掃一組を設置しました。これにより、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、中間処理を清掃一組が、最終処分（埋立）を東京都へ委託してそれぞれ行っています。

したがって、23 区におけるごみ処理施設や最終処分場の整備に関する事項は、各区が独自に設置するもの以外、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画および東京都の廃棄物処理計画によって定められています。



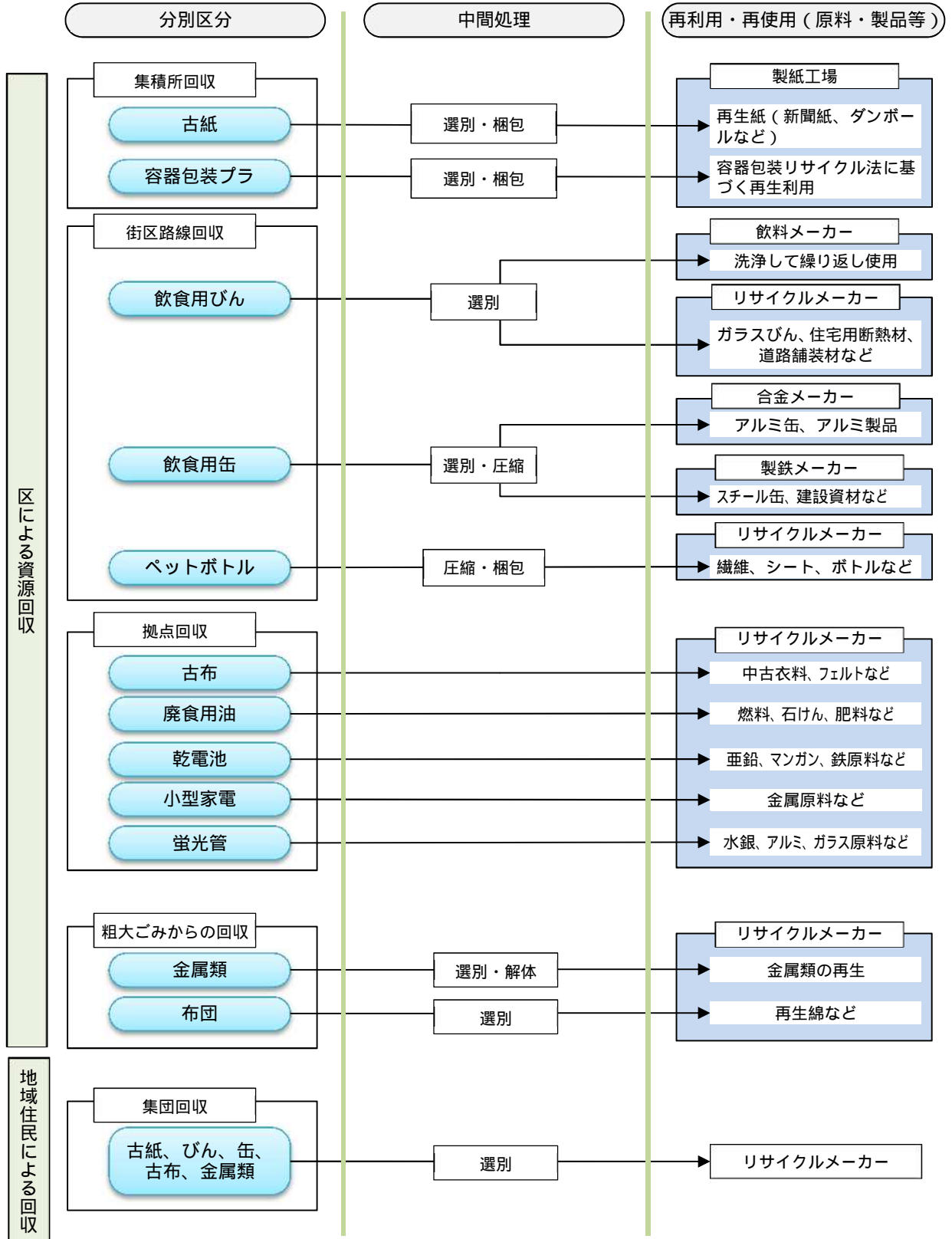
¹⁹ セメント原料化：ごみの焼却灰を、セメントの粘土代替原料として用いることをいう。

²⁰ 溶融スラグ：焼却灰を高温で溶融した後に、冷却して固化したものを。

【資源】

集積所回収・街区路線回収・拠点回収、集団回収による資源回収を実施しています。

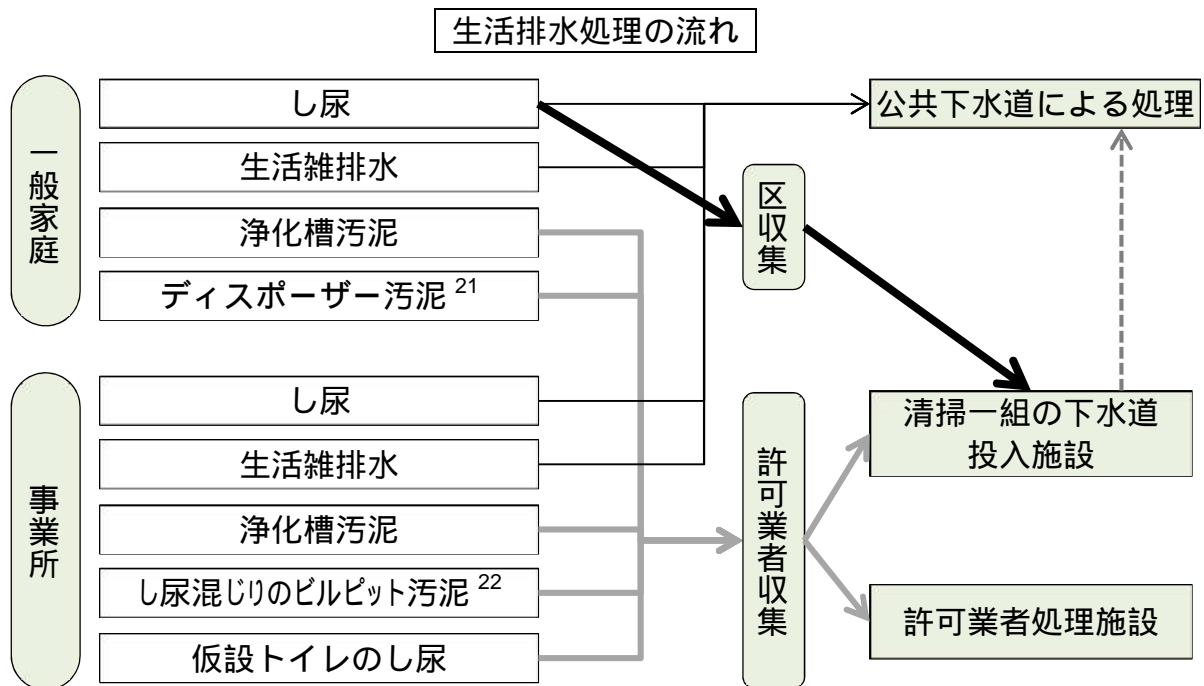
資源の流れ



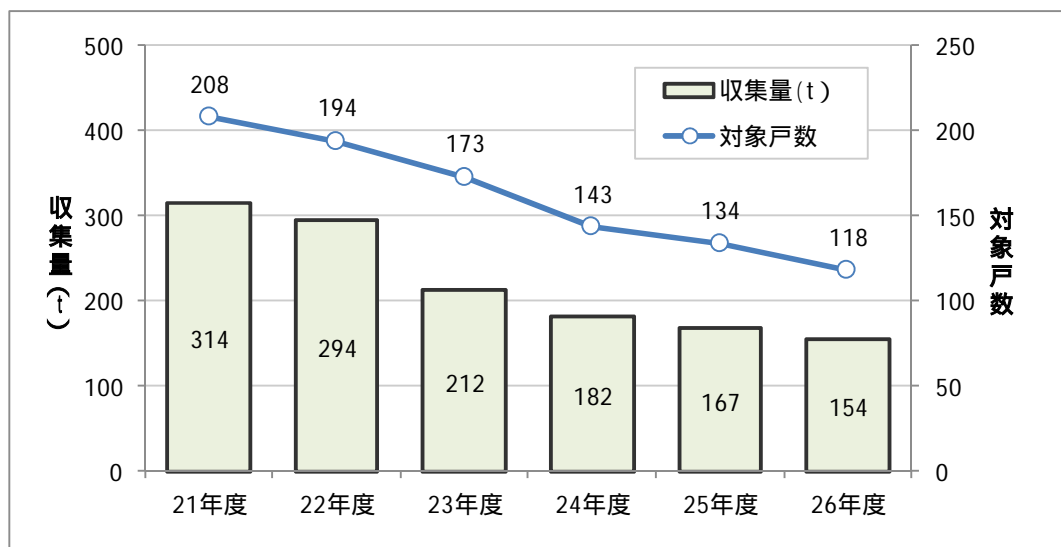
6 生活排水の処理体制

(1) 生活排水処理の現状

区内で発生する生活排水（し尿や生活雑排水など）の処理は、下図のとおりです。し尿収集量は、対象戸数の減少に伴い、し尿収集量は年々減少しています。



し尿収集量・対象戸数の推移



²¹ ディスポーザー汚泥：東京都下水道局に届出したディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥で、一般廃棄物として清掃一組で受け入れている。

²² ビルピット汚泥：汚水、雑排水、地下水、雨水、厨房排水などを下水道放流するまでの間、一時貯蓄するためにビルの地下部分に設置した排水槽から発生する汚泥のこと。

(2) 生活排水処理基本計画

生活排水処理の範囲および基本方針

生活排水（し尿および生活雑排水）は、公共下水道による処理を基本とします。

収集・運搬体制

くみ取りし尿のみ区が収集・運搬し、その他の浄化槽汚泥などについては、許可を得ている業者が収集・運搬するものとします。

処分体制

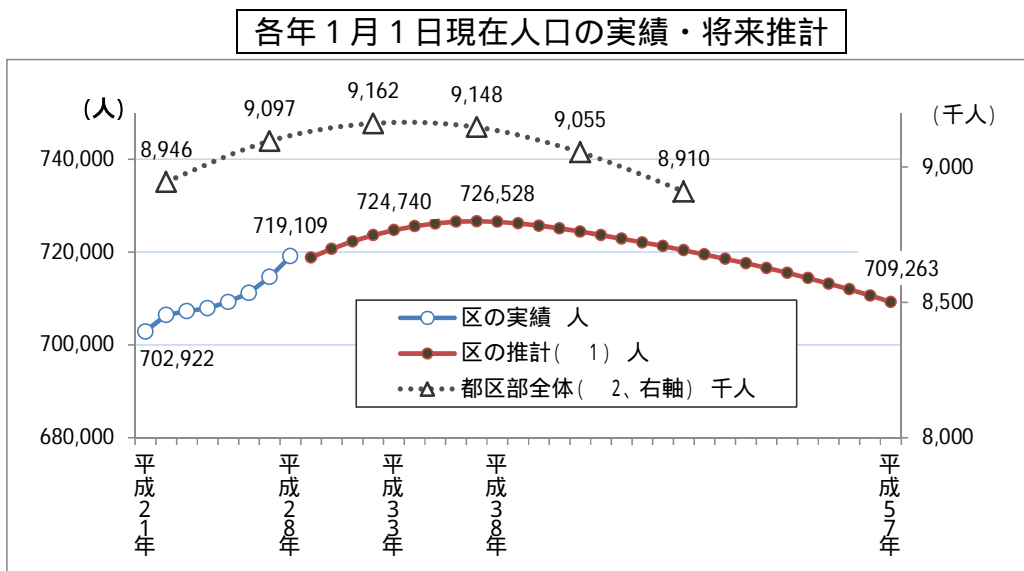
くみ取りし尿の処理は、清掃一組の処理施設に搬入して行います。その他の浄化槽汚泥などの処理は、清掃一組の処理施設または許可業者の処理施設で行います。

資料編

1 人口・世帯と事業所

(1) 人口・世帯

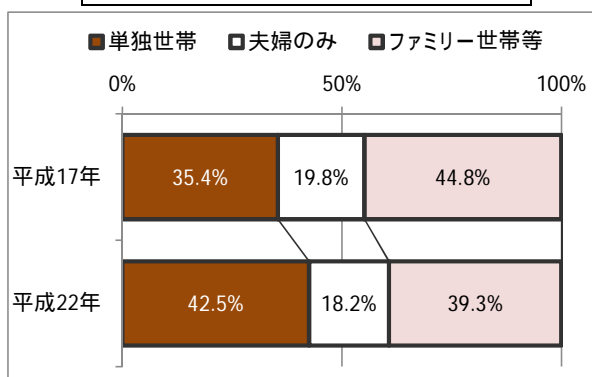
- 将来人口推計によれば平成 38 年度までは人口増加が続き、その後は減少傾向に転ずると見込まれています。
- 平成 22 年の国勢調査によれば、区内世帯の約 42.5%が単独世帯であり、平成 17 年の調査よりも増加しています。
- 区は宅地での住宅利用が高く、住宅都市としての特性を持っています。住居の建物形態では、戸建て住宅比率が徐々に低下し、共同住宅比率が上昇しています。



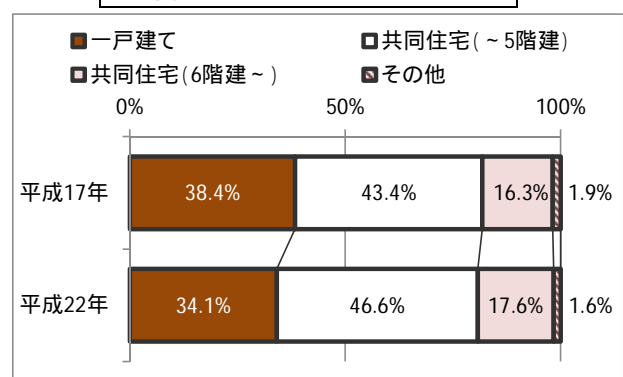
資料： 1 練馬区人口ビジョン

2 東京都総務局予測（平成 24 年 3 月）

世帯類型別の世帯割合の推移



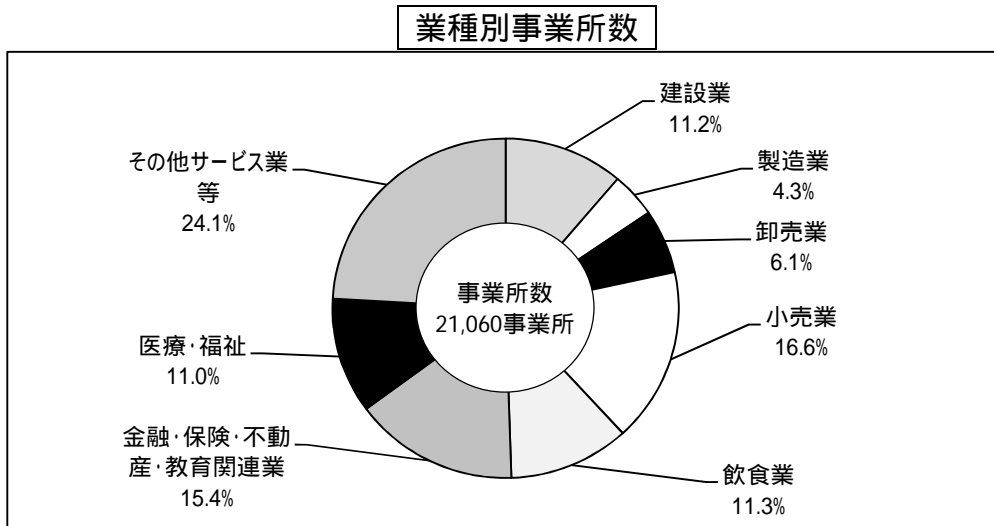
住居形態別世帯割合の推移



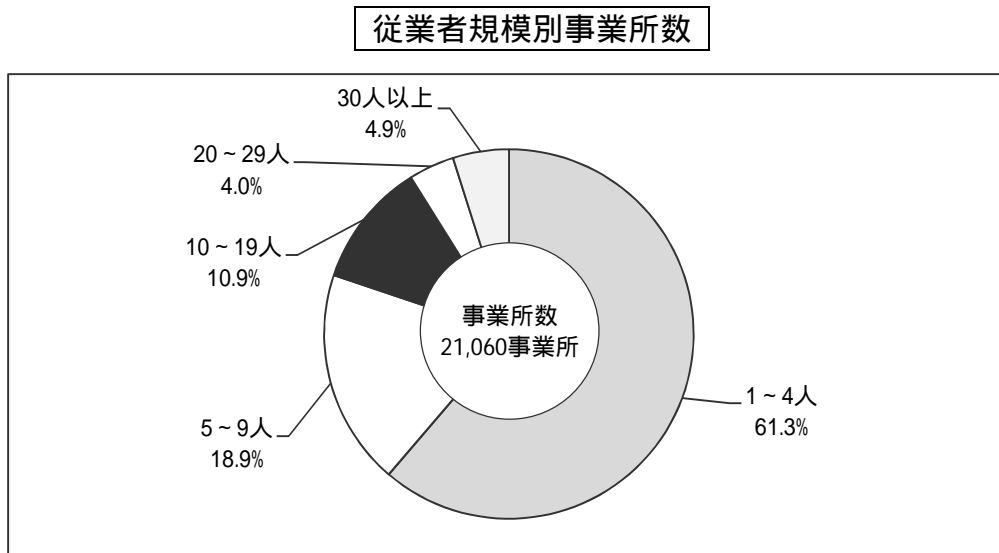
資料：国勢調査

(2) 事業所

- 平成 26 年経済センサス²³では、区内には 21,060 の事業所があり(公務を除く) 半数以上が飲食業、金融・保険・不動産業、医療・福祉といったサービス業です。
- 従業者規模は、20 人未満が 9 割以上を占めており、小規模事業所が多くなっています。



資料：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査」



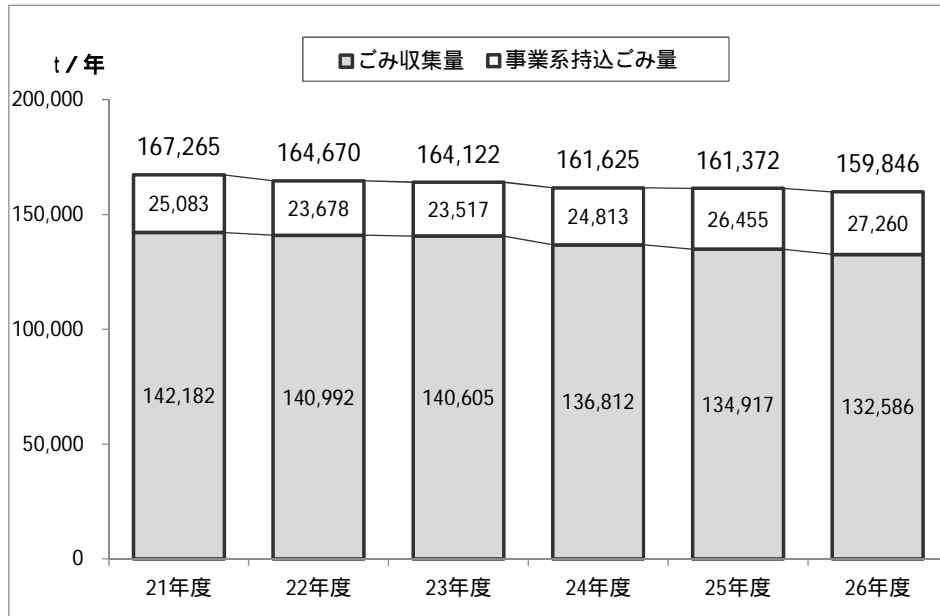
資料：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査」

²³ 経済センサス：統計法に基づき、事業所および企業の経済活動の状態や、我が国における包括的な産業構造を明らかにすることを目的として実施される統計調査。

2 資源・ごみ収集実績

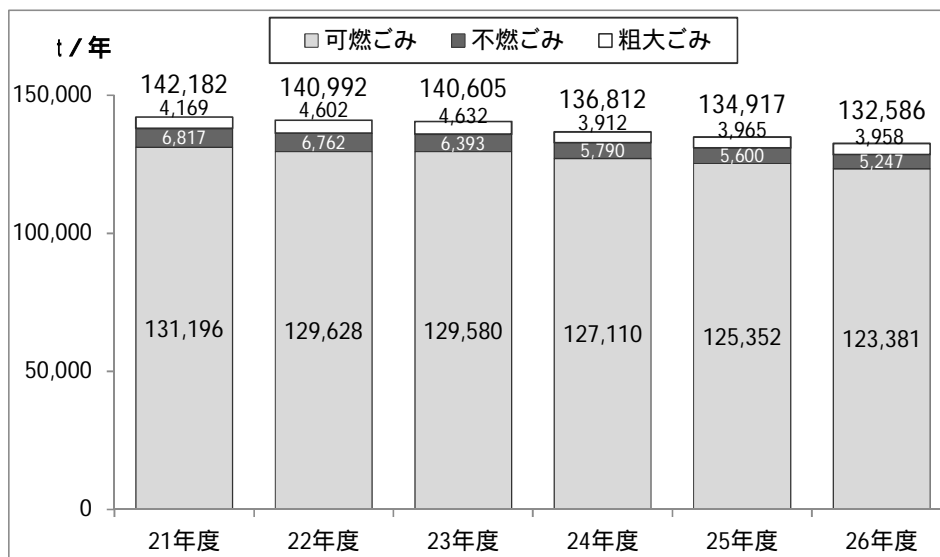
【ごみ量全体の推移】

- ごみ量全体（ごみ収集量と事業系持込ごみ量の合計）は減少傾向にありますが、事業系持込ごみ量は平成 24 年度以降増加傾向です。



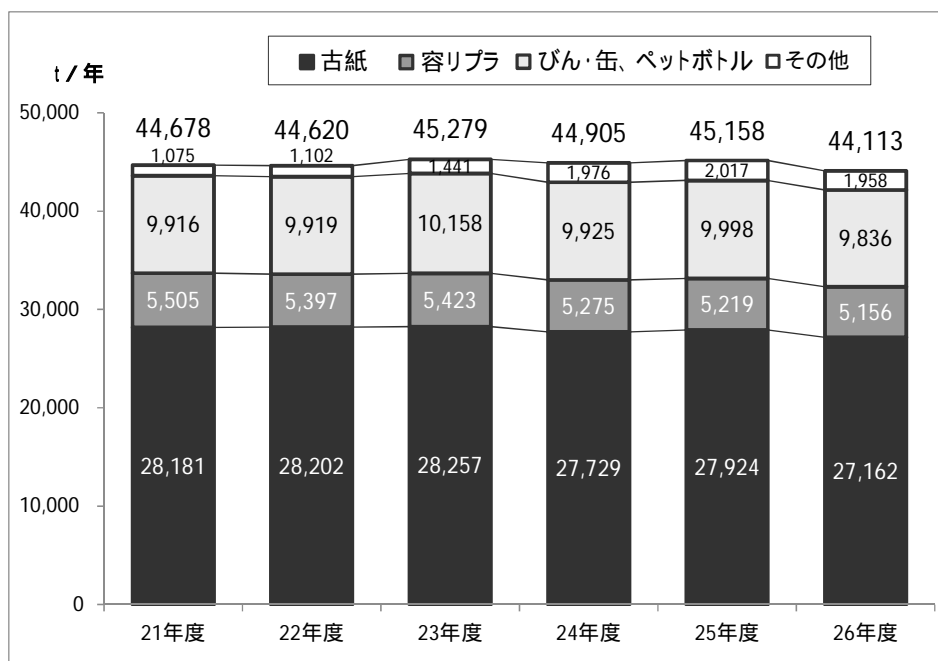
【ごみ収集量の内訳】

- 可燃ごみと不燃ごみは平成 21 年度以降、一貫して減少傾向にありますが、粗大ごみは平成 24 年度以降、下げ止まりの傾向となっています。



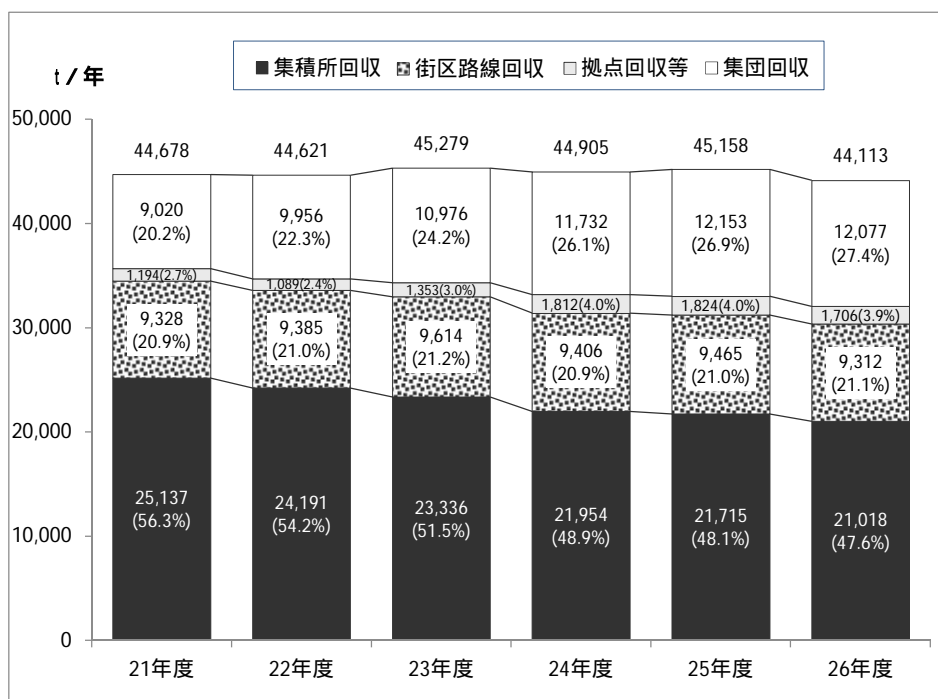
【資源回収量の推移】

- 資源回収量は平成 21 年度以降ほぼ横ばいで推移し、平成 26 年度はやや減少しました。



【回収方式別資源回収量の推移】

- 回収方式別では、集積所回収の割合が徐々に低下し、代わって集団回収の割合が上昇しています。



3 第3次一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 数値目標の状況

第3次計画では、区民1人1日あたりのごみ収集量、資源回収量、排出量の計画目標（平成32年度）（以下「計画目標」とする。）の指標となる数値を設定しました。

平成27年度の実績値では、ごみ収集量は計画目標に向けて順調に減少しつつある反面、資源回収量は計画目標を下回っています。排出量は平成27年度時点で計画目標を達成しつつありますが、リサイクル率は伸び悩んでいます。

一方、平成26年度の事業系持込ごみ量は計画目標を1,341t上回っており、より一層の削減が必要です。また、可燃ごみ中の資源化可能物等の割合も計画目標を4.9%上回っています。

第3次計画の数値目標の状況

指標	式	目標値		実績		達成状況	
		計画目標 (平成32年度)	平成27年度 目標	平成27年度 見込	計画目標 (平成32年 度)との差		
区民1人1 日あたり (g/人日)	ごみ収集量	A	470以下	509	500	+30	○ 平成32年度目標 に向け順調に減少
	資源回収量	B	198以上	186	165	-33	△ 計画目標を下回り 推移
	排出量	C=A+B	668以下	695	665	-3	○ 平成32年度目標を ほぼ達成
リサイクル率(%) ※1	D=B/C	29.6%	26.8%	25.0%	-4.6%	△ 計画目標を下回り 推移	
持込ごみ量(t/年) ※2		25,919以下	25,919	27,260	+1,341	△ 計画目標を上回り 推移	
可燃ごみ中の資源化可 能物等の割合(%)		15%	15%	19.9%	+4.9%	△ 計画目標を上回り 推移	

1 第3次計画では、リサイクル率の分子は資源回収量（区が回収した資源回収量＋清掃一組の中間処理施設からの資源回収量）としていました。しかし、清掃一組における資源回収量の正確な按分が困難になってきたため、中間処理施設からの資源回収量を除いたものに見直しました。

2 持込ごみ量は平成26年度の実績です。

(2) リサイクル推進計画の進捗状況

計画初年度は 42 の取組項目（重点的取組項目 5、継続する取組項目 37）で構成されていました。平成 26 年度では、取組項目数は重点・継続を合わせ 39 となっており、未実施の施策は平成 25 年度以降ゼロとなっています。

リサイクル推進計画の取組状況

項目		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組項目 重点的	取組項目数		5	5	5	5
	新規実施		1	1	1	0
	継続実施		4	4	3	4
	未達成、未実施		0	0	0	0
	評価対象外		0	0	1	1
取組項目 継続する	取組項目数		37	36	35	34
	新規実施		0	0	0	0
	継続実施		30	31	33	33
	未達成、未実施		5	3	0	0
	評価対象外		2	2	2	1
合計	取組項目数		42	41	40	39
	新規実施		1	1	1	0
	継続実施		34	35	36	37
	未達成、未実施		5	3	0	0
	評価対象外		2	2	3	2

4 ごみ減量目標（詳細）

現状のまま推移した場合の資源・ごみ量の推計値

年度	人口（人）	資源・ごみ量(t/年)			1人1日あたりの量(g/人日)			リサイクル率
		収集ごみ量	資源回収量	排出量	収集ごみ量	資源回収量	排出量	
平成27	714,656	131,596	43,446	175,042	500	165	665	25%
平成28	716,875	130,500	43,000	173,500	499	164	663	25%
平成29	718,877	130,500	42,900	173,400	497	164	661	25%
平成30	720,711	130,500	42,800	173,300	496	163	659	25%
平成31	722,317	130,700	42,800	173,500	494	162	656	25%
平成32	723,642	130,200	42,500	172,700	493	161	654	25%
平成33	724,740	130,000	42,400	172,400	491	160	652	25%
平成34	725,593	129,800	42,200	172,000	490	159	649	25%
平成35	726,184	129,800	42,100	171,900	488	158	647	24%
平成36	726,552	129,100	41,800	170,900	487	158	645	24%
平成37	726,668	128,800	41,600	170,400	485	157	642	24%
平成38	726,528	128,300	41,300	169,600	484	156	640	24%

平成27年度の資源・ごみ量は見込値です。

資源・ごみ量の目標値

年度	人口（人）	資源・ごみ量(t/年)			1人1日あたりの量(g/人日)			リサイクル率
		収集ごみ量	資源回収量	排出量	収集ごみ量	資源回収量	排出量	
平成27	714,656	131,596	43,446	175,042	500	165	665	25%
平成28	716,875	130,500	43,000	173,500	499	164	663	25%
平成29	718,877	129,400	43,400	172,800	493	165	658	25%
平成30	720,711	128,100	43,700	171,800	487	166	653	25%
平成31	722,317	127,200	44,100	171,300	481	167	648	26%
平成32	723,642	125,700	44,300	170,000	476	168	644	26%
平成33	724,740	124,600	44,600	169,200	471	169	640	26%
平成34	725,593	123,400	44,900	168,300	466	170	636	27%
平成35	726,184	122,800	45,300	168,100	462	170	632	27%
平成36	726,552	121,500	45,400	166,900	458	171	629	27%
平成37	726,668	120,400	45,700	166,100	454	172	626	28%
平成38	726,528	119,300	45,900	165,200	450	173	623	28%

平成27年度の資源・ごみ量は見込値です。